

廿日市市住宅用太陽光発電システム等普及促進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地球温暖化の防止及び環境保全意識の高揚を図るため、自ら居住する住宅に太陽光発電システム（以下「システム」という。）及び省エネルギー設備（以下「省エネ設備」という。）を設置する者に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、廿日市市補助金等交付規則（平成5年規則第10号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助対象者)

第2条 この要綱による補助金（以下「補助金」という。）を受けることができる者は、市内の自ら居住又は居住する予定の住宅（居住の用に供する部分と事業の用に供する部分とが結合する併用住宅にあつては、事業の用に供する部分を除く。）にシステム及び省エネ設備を設置（住宅の新築に合わせた設置を含む。）し、若しくはシステム及び省エネ設備が設置された市内の建売住宅を購入する者であつて、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

- (1) 自ら電力会社と電灯契約を締結し、かつ、余剰電力の受給契約を締結する個人であること。
- (2) 設置する建物が、自らの所有でない場合は、書面による所有者の設置承諾を受けていること。
- (3) 市税等を滞納していないこと。

(補助対象設備)

第3条 補助の対象となるシステム及び省エネ設備（以下「対象設備」という。）とは、次の各号に掲げる要件に適合したものをいう。

- (1) システムは、住宅の屋根等への設置に適した、低圧配電線と逆潮流有り（電力が余った場合に電気事業者に送電することをいう。）で連系し、かつ、太陽電池の最大出力（対象システムを構成する太陽電池モジュールの公称最大出力。なお、日本工業規格を基準としているが、IEC等の国際規格を基準とすることも可とする。）の合計値（キロワット表示とし、小数点以下第3位を切り捨てる。）が10キロワット未満のシステムであるものとする。
- (2) システムは、太陽光発電普及拡大センター（以下「J-PEC」という。）の定める住宅用太陽光発電導入支援対策費補助金技術仕様書の要件に適合し、J-PECに登録されているものとする。ただし、当該登録がない場合においても、J-PECが住宅用太陽光発電導入支援対策費補助金の交付を行ったものについては、補助対象とする。
- (3) 省エネ設備は、別表第1に掲げるものとする。

(4) 対象設備は、未使用品であるものとし、中古品は対象外とする。

(補助対象経費)

第4条 補助対象経費は、別表第2に掲げる対象設備の設置等に要する経費とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象事業1件につき7万円とする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、対象設備の設置工事を着手する前又は対象設備付き住宅の引渡しを受ける前に、補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 工事請負契約書の写し（対象設備が設置された住宅を購入する場合は、売買契約書の写し）
- (2) 承諾書（申請者以外に所有者がいる場合又は建物の所有者が異なる場合）
- (3) 市税等の滞納がないことを証明する書類（滞納のない旨の証明書）
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 補助金の交付申請は、1住宅につき1回限りとする。

(補助金の交付決定)

第7条 市長は、前条第1項の規定による補助金交付申請書の提出を受けたときは、当該申請に係る書類の審査、必要に応じて行う現地調査等により、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、その旨を補助金交付決定通知書（様式第2号）により、申請者へ通知するものとする。

2 前項の場合において、補助金の交付の目的を達成するために必要があるときは、条件を付することができる。

3 市長は、補助金を交付しないことを決定したときは、補助金不交付決定通知書（様式第3号）により、申請者へ通知するものとする。

(計画変更の承認等)

第8条 補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、申請書に記載した内容を変更するときは、速やかに計画変更承認申請書（様式第4号）に変更内容を明らかとする書類を添えて市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による計画変更の承認の申請があったときは、その内容を審査し、計画の変更を承認するときは、計画変更承認通知書（様式第5号）により、補助事業者へ通知するものとする。

3 補助事業者が、当該決定に係る計画を廃止しようとするときは、速やかに計画廃止承認申請書（様式第6号）を市長に提出し、承認を受けなければならない。

4 市長が、前項の規定による承認を行ったときは、補助金の交付の決定は取り消されたものとみなす。

(実績報告)

第9条 補助事業者（前条第3項に規定する者は除く。）は、対象設備の設置を完了した日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定があった日の属する会計年度の3月10日のいずれか早い日までに、補助金実績報告書（様式第7号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 補助事業者本人の住民票の写し（発行日から3か月以内のもの）
- (2) 対象設備の設置状態を示すカラー写真（完成後の写真）
- (3) 対象設備の設置に係る領収書の写し
- (4) 電力会社との電力受給契約書の写し
- (5) その他市長が必要と認める書類
（補助金の額の確定及び通知）

第10条 市長は、前条に定める実績報告書を受領したときは、当該報告に係る書類の審査、必要に応じて行う現地調査等により、その内容を審査し、適当と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、その旨を補助金交付額確定通知書（様式第8号）により、補助事業者へ通知するものとする。

（補助金の交付）

第11条 市長は、前条の規定により補助金の額を確定したときは、速やかに補助金を補助事業者に交付するものとする。

2 補助事業者は、前項の規定により補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付請求書（様式第9号）を市長に提出しなければならない。

（交付決定の取消し）

第12条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定を取り消すことができる。

- (1) 虚偽又は不正の事実に基づいて補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金の交付の条件に違反したとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、補助金の使途が不相当と認められたとき。

2 市長は、前項の規定による取消しを決定したときは、補助金交付決定取消通知書（様式第10号）により、補助事業者へ通知するものとする。

（補助金の返還）

第13条 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、すでに補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

（報告、調査等）

第14条 市長は、補助金に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは、補助事業者に対して報告を求め、当該補助金の交付に係る書類、その他の物件を調査し、又は現地調査等を行うことができるものとする。

（書類の整備等）

第15条 補助事業者は、補助事業等に係る収入、支出等についての証拠書類を整備し保管しておかなければならない。

2 前項に規定する証拠書類は、当該補助事業の完了の日から起算して5年を経過した日の属する会計年度の末日まで保管しなければならない。

(取得財産の管理)

第16条 補助事業者は、補助金の交付を受けて取得した対象設備（以下「取得財産」という。）をその法定耐用年数の期間、善良な管理者の注意をもって管理し、その効率的な運用を図らなければならない。

(財産処分の制限)

第17条 補助事業者は、取得財産を設置の日から起算してその法定耐用年数を経過するまで、市長の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して売却し、譲渡し、交換し、貸与し、廃棄し、又は担保に供してはならない。

2 補助事業者は、前項の承認を受けようとするときは、あらかじめ取得財産の処分に関する財産処分等承認申請書（様式第11号）を市長に提出しなければならない。

(協力の要請)

第18条 市長は、第11条の規定により補助金の交付を受けた補助事業者に対し、本市が実施する事業への参加、アンケート等について協力を求めることができる。

(雑則)

第19条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

(有効期限)

2 この要綱は、広島県住宅用太陽光発電システム等普及促進事業補助金交付要綱が廃止された日に、その効力を失う。ただし、補助金交付等に係る事務手続きが完了するまでは、この要綱による。

別表第1（第3条関係）

補助の対象となる省エネルギー設備

省エネルギー設備	備 考
発光ダイオード（LED）照明器具	居室又は場所単位での一体的な導入、かつ、2灯以上の設置が条件 （LED電球への取替のみは対象外）
断熱材（厚み：20ミリメートル以上）	居室かつ箇所単位での一体的な導入が条件
複層ガラス	居室単位での一体的な導入が条件
窓ガラス用熱遮断フィルム	
潜熱回収型ガス給湯器（エコジョーズ）	国の補助金との併給は不可
自然冷媒ヒートポンプ給湯器（エコキュート）	

（注）この表以外の省エネルギー設備であっても、市長が認める場合には補助対象とする。

別表第2（第4条関係）

補助対象経費

太陽光発電システム	省エネルギー設備
太陽電池モジュール	省エネルギー機器等
架台	
インバータ及び保護装置	
接続箱	
直流側開閉器	
交流側開閉器	
余剰電力販売用電力量計	
配線、配線器具の購入及び据付	配線、配線器具の購入及び据付
設置工事に係る費用	設置工事に係る費用
工事に関する費用で市長が認めるもの	工事に関する費用で市長が認めるもの